

平成 30 年 10 月 9 日

お客さま 各位

「個人インターネットバンキング利用規定」の改定について

平素より格別のお引き立てを賜りまして、ありがとうございます。

ホームページでご案内の通り、平成 30 年 10 月 9 日より開始させる本支店・他金融機関あて即時振込の取扱時間拡大に伴せて「個人インターネットバンキング利用規定」の一部を改定いたしました。

記

1. 改定日

平成 30 年 10 月 9 日（火）

2. 改定する項目

「個人インターネットバンキング利用規定」

第 5 条 資金移動

2. 振込指定日

振込依頼の発信は、原則としてお客様が指定された振込指定日に実施し、指定がない場合には依頼日当日を振込指定日とします。

ただし、振込依頼日当日を振込指定日として指定した際、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎている場合または受付日が休業日の場合は、当金庫所定の方法により取扱います。

以 上